

福運輸第199号の2
福運整第186号の2
令和8年7月2日

管内タクシー事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公 印 省 略)

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記について、令和8年6月30日付け、自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別添のとおり通達があったので了知の方お願いいたします。

東自旅二・東自監・
東自技・東自保・東自整 → 管内運輸支局・事務所

別添
【機密性2】
20260630_東自保_通達_10年

東自旅二第427号
東自監第61号
東自技第125号
東自保第21号
東自整第54号
令和8年6月30日

管内各運輸支局長 殿
管内各自動車検査登録事務所長 殿

自動車交通部長
(公印省略)
自動車技術安全部長
(公印省略)

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記について、令和8年6月25日付け国自整第87号により、物流・自動車局自動車整備課長から別紙のとおり通達があったので了知されるとともに、関係団体等に対し周知されたい。

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

別添

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 <u>国自整第87号</u> <u>改正 令和8年6月25日</u> 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 （略）	国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について 「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。 1. 点検整備 （略）

2. 年次検査

(1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。

(2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合 又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。

(3) ～ (6) (略)

別添 (略)

2. 年次検査

(1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。

(2) (1) の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。

(3) ～ (6) (略)

別添 (略)